

2019年3月5日

株 主 各 位

兵庫県尼崎市竹谷町2丁目183番地

株式会社 MonotaRO

代表執行役社長 鈴木 雅 哉

第19期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

さて、当社第19期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年3月25日（月曜日）午後6時までに到着するようご送付いただくか、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）より議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年3月26日（火曜日）午前10時
2. 場 所 兵庫県尼崎市道意町7丁目1番3号
尼崎リサーチインキュベーションセンター
（エーリック）1階
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第19期（2018年1月1日から2018年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第19期（2018年1月1日から2018年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役7名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

次頁以降に記載の【インターネットによる議決権行使のお手続きについて】をご参照ください。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.monotaro.com>）に掲載させていただきます。

【インターネットによる議決権行使のお手続きについて】

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、2019年3月25日（月曜日）の午後6時まで受付いたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたら下記のヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) パソコン、携帯電話による方法
 - ・議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
 - ・株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
 - ・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

(2) スマートフォンによる方法

- ・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。

(「ログインID」及び「仮パスワード」の入力は不要です。)

- ・セキュリティの観点からQRコードでのログインは1回のみとなります。2回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」「仮パスワード」の入力が必要になります。
- ・スマートフォンの機種によりQRコードでのログインができない場合があります。QRコードでのログインができない場合には、上記2. (1) パソコン、携帯電話による方法にて議決権行使を行ってください。

※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送（議決権行使書）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

以 上

◎システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電話 0120-173-027（受付時間 午前9時～午後9時、通話料無料）

(提供書面)

事業報告

(2018年1月1日から2018年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、米国の政策動向、中国経済の持続的成長への懸念、国内における人手不足の深刻化など先行きに不透明さが残る一方、海外経済の回復や経済政策及び金融政策による下支えを背景に、緩やかな景気回復基調で推移致しました。

当社が販売する工場用間接資材の主要顧客である中小製造業につきましても、景気回復の効果が波及し、緩やかな景気回復基調で推移致しました。

このような環境下、当社は、検索エンジンへのインターネット広告の出稿と当社ウェブサイトを検索エンジンにおいて上位に現すための検索エンジン最適化（SEO）の取組みを主軸とした新規顧客の獲得や、ファクシミリ、eメールや郵送チラシによるダイレクトメール、日替わりでの特価販売、カタログの発刊・送付等による販促活動を積極的に展開致しました。カタログに関しましては、2月下旬に、全10分冊から成り、20.7万点の商品を掲載する「間接資材総合カタログ REDBOOK vol.14 春号」（発行部数約190万部）、6月下旬に、当社プライベートブランド商品1.7万点を掲載した「経費節減カタログ vol.5」、9月下旬には全9分冊から成り、29.2万点の商品を掲載する「間接資材総合カタログ REDBOOK vol.14 秋号」を発刊致しました（発行部数約270万部）。また、一部地域を除く日本全国でテレビCMを放映し、更なる認知度の向上に努めました。

更に、当社は、顧客基盤の拡大に伴い増加する様々な需要に対応すべく、当連結会計年度末時点におきましてウェブサイト上の取扱商品としては約1,700万点、当日出荷を可能とする在庫商品点数としては約41.1万点を取り揃えました。

一方、大企業顧客を対象とした相手先購買管理システムとのシステム連携を通じた間接資材の販売に関しましても、顧客数、売上ともに順調に拡大致しました。

これらの施策を実施したことにより、当連結会計年度中に625,891口座の新規顧客を獲得し、当連結会計年度末現在の登録会員数は3,363,711口座となり、300万口座突破を達成致しました。

加えて、当社韓国子会社であるNAVIMRO Co., Ltd. は、リスティング広告の出稿を中心に積極的な顧客獲得活動を推進して顧客基盤を拡大させるとともに、取扱商品及び在庫商品の拡充を進めました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は109,553百万円（前期比24.0%増）、営業利益は13,790百万円（前期比16.5%増）、経常利益は13,788百万円（前期比16.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は9,515百万円（前期比12.4%増）となりました。

（注）口座数は単体の数値であります。

(2) 設備投資の状況

ディストリビューションセンターの増強、顧客数や注文件数の増加及び技術革新への対応を目的とした基幹システム及びホームページユーザビリティの改良等のソフトウェアを中心に1,136百万円の設備投資を行いました。

なお、所要資金は、自己資金を充当致しました。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第16期 (2015年12月期)	第17期 (2016年12月期)	第18期 (2017年12月期)	第19期 (当連結会計年度) (2018年12月期)
売上高 (千円)	57,563,763	69,647,435	88,347,986	109,553,023
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	4,439,648	6,368,557	8,464,464	9,515,450
1株当たり当期純利益 (円)	36.04	51.46	68.21	38.32
総資産 (千円)	28,744,705	36,353,410	42,861,596	50,706,037
純資産 (千円)	12,632,614	17,263,413	23,216,709	29,838,077
1株当たり純資産額 (円)	101.87	137.32	185.92	119.07

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
 2. 第16期において、2015年10月1日付で、株式分割（1株を2株に分割）を行っており、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は第16期の期首に分割が行われたものとして計算しております。
 3. 第19期において、2018年10月1日付で、株式分割（1株を2株に分割）を行っており、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は第19期の期首に分割が行われたものとして計算しております。
 4. 1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は、自己株式を控除して算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第16期 (2015年12月期)	第17期 (2016年12月期)	第18期 (2017年12月期)	第19期 (当事業年度) (2018年12月期)
売上高 (千円)	55,607,925	67,105,665	84,656,679	105,331,519
当期純利益 (千円)	4,718,489	6,631,226	8,699,358	9,825,334
1株当たり当期純利益 (円)	38.30	53.59	70.11	39.56
総資産 (千円)	29,218,413	36,814,187	43,525,528	51,585,652
純資産 (千円)	13,374,512	18,081,858	24,320,216	31,166,423
1株当たり純資産額 (円)	107.88	145.46	195.60	125.35

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
 2. 第16期において、2015年10月1日付で、株式分割（1株を2株に分割）を行っており、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は第16期の期首に分割が行われたものとして計算しております。
 3. 第19期において、2018年10月1日付で、株式分割（1株を2株に分割）を行っており、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は第19期の期首に分割が行われたものとして計算しております。
 4. 1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は、自己株式を控除して算出しております。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社はW. W. Grainger, Inc. であり、同社は100%子会社であるGrainger International, Inc. 及びGrainger Japan, Inc. を通じて当社の株式を125,056,000株（総株主の議決権の数に対する所有割合50.36%）を間接的に保有しております。なお、当社は、商品の一部をW. W. Grainger, Inc. より仕入れております。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
NAVIMRO Co., Ltd.	17,000百万ウォン	100.0%	工場用間接資材の販売
PT MONOTARO INDONESIA	186,745百万ルピア	51.0%	工場用間接資材の販売
卓易隆電子商務(上海)有限公司	20百万人民币	75.0%	工場用間接資材の販売

- (注) 1. PT MONOTARO INDONESIAは、2018年3月に当社及び住友商事株式会社を引受先とする増資を行い、同社の資本金は186,745百万ルピアとなりました。
2. 2018年2月に、卓易隆電子商務(上海) 有限公司を設立し、連結の範囲に含めております。

(6) 対処すべき課題

景気は一定の回復傾向を示しているものの当社グループの中心となる顧客群である中小製造業にとっては厳しい環境が続いています。この環境下で力強い成長を続けるために下記の施策をとっております。

① 新規顧客の獲得

当社グループにとって新規顧客の獲得は引き続き大きな成長の源泉となります。当社グループは、検索エンジンへのインターネット広告の出稿と当社ウェブサイトを検索エンジンにおいて上位に現すための検索エンジン最適化(SEO)の取組みを主軸とし、当社グループ事業の成長に伴い蓄積させたデータと知見を活用して、今後も顧客獲得活動を積極的に展開致します。またテレビやラジオなどのマス媒体、ダイレクトメールなどマルチチャネルを活用し、新規顧客の獲得拡大を目指します。

② 顧客需要充足と利益率の双方を意識した商品マネジメント

当社グループにおける顧客基盤の拡大に伴い、顧客需要のある商品は多様化します。多様化する顧客需要を的確に捉え、一般的にはロングテールといわれる購買頻度の少ない商品も含め、取扱商品を拡大させ、新規カテゴリへの拡張、更なる顧客基盤の拡大へと展開してまいります。また当社

グループ事業の成長に伴う取扱数量増を基に、プライベートブランドを積極的に採用することにより、顧客に対して低価格かつ安定的品質の商品を提供し、当社グループの利益率改善にも努めてまいります。

③ より精度の高いデータベースマーケティングと商品検索性の提供

当社グループ事業の成長に伴い蓄積するデータを活用し、その分析を深めていくことで、より顧客の購買ニーズに合致し、効果の高いプロモーション活動を展開してまいります。また進歩が著しい情報解析分野における先端技術を吸収し、各々の顧客が必要な商品を可能な限り容易に見つけて注文できるように、当社グループにおけるウェブサイトの商品検索性及び利便性を継続的に高めてまいります。

④ 成長の基盤となる物流インフラの強化

当日出荷により、注文された商品を顧客に早く届けることは、当社の重要な強みの一つであります。従って、当社グループが成長しつつも、顧客への迅速な商品提供を安定的に行うには、物流センターにおける出荷能力の向上、在庫商品の拡充が不可欠であります。当社グループは、2014年から稼働を開始している「尼崎ディストリビューションセンター」に加え、2017年には茨城県にて自律搬送型ロボットを導入した「笠間ディストリビューションセンター」の稼働を、北海道では「北海道ディストリビューションセンター」の稼働を開始致しました。その他地域にもトランスファーセンターなどの物流拠点を構え、コストを適切にコントロールしつつ、より高い利便性を実現できる物流網を構築してまいります。

⑤ 海外事業の推進

当社韓国子会社であるNAVIMRO Co., Ltd. は、2013年に営業を開始して以来、積極的な顧客獲得活動を推進し、順調に顧客基盤を拡大させるとともに、取扱商品及び在庫商品の拡充を進めております。今後も事業の成長を目指しつつ、早期の黒字化に向けた施策を推進してまいります。2016年に株式取得しましたインドネシア子会社であるPT MONOTARO INDONESIA及び2018年に営業を開始しました中国子会社である卓易隆電子商務（上海）有限公司につきましても、事業基盤の確立及び成長に向けた取組みを一層推進してまいります。

(7) 主要な事業内容 (2018年12月31日現在)

インターネットを主たる手段とする工場用間接資材の販売

(8) 主要な営業所 (2018年12月31日現在)

① 当 社

本 社 兵庫県尼崎市竹谷町2丁目183番地

尼崎ディストリビューションセンター 兵庫県尼崎市西向島町75番地の1

笠間ディストリビューションセンター 茨城県笠間市平町1877番3

② 子会社

NAVIMRO Co., Ltd. 韓国ソウル特別市

PT MONOTARO INDONESIA インドネシア共和国ジャカルタ市

卓易隆電子商務(上海)有限公司 中華人民共和国上海市

(9) 使用人の状況 (2018年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,670名	272名増	35.8歳	4.4年

(注) 1. 上記の使用人数には、パート・アルバイト等臨時社員1,196名を含んでおります。

2. 平均年齢及び平均勤続年数には、パート・アルバイト等臨時社員は含んでおりません。

3. 使用人数が前連結会計年度末に比べ272名増加しましたのは、業容拡大に伴う新規採用によるものです。

4. 上記のほか、派遣社員384名が従事しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,528名	231名増	36.8歳	5.4年

(注) 1. 上記の使用人数には、パート・アルバイト等臨時社員1,194名を含んでおります。

2. 平均年齢及び平均勤続年数には、パート・アルバイト等臨時社員は含んでおりません。

3. 使用人数が前事業年度末に比べ231名増加しましたのは、業容拡大に伴う新規採用によるものです。

4. 上記のほか、派遣社員283名が従事しております。

(10) 主要な借入先の状況 (2018年12月31日現在)

借入先	借入額
株式会社常陽銀行	2,666,000千円
株式会社りそな銀行	1,333,334千円
株式会社南都銀行	500,000千円
合 計	4,499,334千円

2. 株式に関する事項 (2018年12月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 337,920,000株

(注) 2018年10月1日付にて実施した株式分割(1株を2株に分割)に伴い、発行可能株式総数は168,960,000株増加しております。

(2) 発行済株式の総数 250,540,400株

(注) 1. 株式分割前のストック・オプションの権利行使により、発行済株式の総数は32,600株増加しております。

2. 株式分割(1株を2株に分割)の実施により、発行済株式の総数は125,266,800株増加しております。なお、この増加株式数には、1の通り株式分割前にストック・オプションの権利行使のあった32,600株に係る株式分割による増加株式数が含まれております。

3. 株式分割後のストック・オプションの権利行使により、発行済株式の総数は6,800株増加しております。

(3) 株主数 16,060名

(4) 大株主(上位10名)

株主名	所有株式数	持株比率
GRAINGER INTERNATIONAL INC.	112,896,000株	45.46%
GRAINGER JAPAN INC.	12,160,000株	4.90%
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	9,183,514株	3.70%
CITIBANK, N.A. -NY, AS DEPOSITARY BANK FOR DEPOSITARY SHARE HOLDERS	7,222,178株	2.91%
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) SUB A/C AMERICAN CLIENTS	7,014,960株	2.82%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	6,121,500株	2.46%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	5,457,700株	2.20%
JPMC OPPENHEIMER JASDEC LENDING ACCOUNT	3,851,400株	1.55%
J.P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A. 385576	2,932,840株	1.18%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	2,441,900株	0.98%

(注) 持株比率は自己株式(2,192,452株)を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2018年12月31日現在）

		第6回新株予約権	第7回新株予約権
発行決議日		2011年3月24日	2012年1月27日
新株予約権の数		185個	229個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 296,000株 (新株予約権1個につき1,600株)	普通株式 183,200株 (新株予約権1個につき800株)
新株予約権の払込金額		無償	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 1,600円 (1株当たり 1円)	新株予約権1個当たり 800円 (1株当たり 1円)
新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額		1株当たり 27円	1株当たり 55円
権利行使期間		2013年4月1日から 2021年2月末日まで	2014年2月1日から 2021年12月31日まで
行使の条件		(注)	(注)
役員の 保有状況	取締役及び 執行役	新株予約権の数 22個 目的となる株式数 35,200株 保有者数 1名	新株予約権の数 51個 目的となる株式数 40,800株 保有者数 1名

		第8回新株予約権	第9回新株予約権
発行決議日		2012年4月27日	2013年6月21日
新株予約権の数		19個	76個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 15,200株 (新株予約権1個につき800株)	普通株式 30,400株 (新株予約権1個につき400株)
新株予約権の払込金額		無償	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 800円 (1株当たり 1円)	新株予約権1個当たり 400円 (1株当たり 1円)
新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額		1株当たり 77円	1株当たり 337円
権利行使期間		2014年5月1日から 2022年3月31日まで	2015年7月1日から 2023年5月31日まで
行使の条件		(注)	(注)
役員の 保有状況	取締役及び 執行役	新株予約権の数 9個 目的となる株式数 7,200株 保有者数 1名	新株予約権の数 11個 目的となる株式数 4,400株 保有者数 1名

		第10回新株予約権	第11回新株予約権
発行決議日		2014年7月29日	2015年7月29日
新株予約権の数		69個	24個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 27,600株 (新株予約権1個につき400株)	普通株式 9,600株 (新株予約権1個につき400株)
新株予約権の払込金額		無償	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 400円 (1株当たり 1円)	新株予約権1個当たり 400円 (1株当たり 1円)
新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額		1株当たり 353円	1株当たり 747円
権利行使期間		2017年8月15日から 2024年6月30日まで	2018年8月21日から 2025年6月30日まで
行使の条件		(注)	(注)
役員の 保有状況	取締役及び 執行役	新株予約権の数 5個 目的となる株式数 2,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 3個 目的となる株式数 1,200株 保有者数 1名

		第12回新株予約権	第13回新株予約権
発行決議日		2016年7月28日	2017年7月28日
新株予約権の数		44個	34個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 8,800株 (新株予約権1個につき200株)	普通株式 6,800株 (新株予約権1個につき200株)
新株予約権の払込金額		無償	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 200円 (1株当たり 1円)	新株予約権1個当たり 200円 (1株当たり 1円)
新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額		1株当たり 643円	1株当たり 817円
権利行使期間		2019年8月26日から 2026年6月30日まで	2020年8月25日から 2027年6月30日まで
行使の条件		(注)	(注)
役員の 保有状況	取締役及び 執行役	新株予約権の数 39個 目的となる株式数 7,800株 保有者数 5名	新株予約権の数 34個 目的となる株式数 6,800株 保有者数 5名

		第14回新株予約権
発行決議日		2018年3月27日
新株予約権の数		51個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 10,200株 (新株予約権1個につき200株)
新株予約権の払込金額		無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 200円 (1株当たり 1円)
新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額		1株当たり 938円
権利行使期間		2020年4月26日から 2028年2月28日まで
行使の条件		(注)
役員の 保有状況	取締役及び 執行役	新株予約権の数 51個 目的となる株式数 10,200株 保有者数 6名

(注) 新株予約権の行使の条件

(第6回新株予約権～第13回新株予約権)

1. 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。ただし、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。
2. 新株予約権発行時において当社の執行役であった者は、新株予約権行使時においても当社の執行役であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合並びに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。
3. 新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と対象執行役との間で締結する「株式会社MonotaRO新株予約権付与契約書」に定めるところによる。

(第14回新株予約権)

1. 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。ただし、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。
2. 新株予約権発行時において当社の執行役であった者は、新株予約権行使期間開始時まで当社またはその子会社に在籍し、権利行使時において、当社の執行役であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合並びに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。
3. 新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と対象執行役との間で締結する「株式会社MonotaRO新株予約権付与契約書」に定めるところによる。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員の様況

(1) 取締役及び執行役の様況 (2018年12月31日現在)

氏名	会社における地位及び担当	重要な兼職の様況
瀬戸 欣哉	取締役会長 報酬委員	株式会社LIXILグループ 取締役代表執行役社長
鈴木 雅哉	取締役社長 代表執行役	
宮島 正敬	取締役員 指名委員 報酬委員会委員	
山形 康郎	取締役員 監査委員会委員	弁護士法人関西法律特許事務所 社員弁護士
喜多村 晴雄	取締役員 指名委員 監査委員	喜多村公認会計士事務所 所長 公認会計士
岸田 雅裕	取締役員 報酬委員 監査委員	A. T. カーニー株式会社 代表取締役 A. T. Kearney Ltd. ボードメンバー
David L. Rawlinson II (デヴィッド・エル・ローリンソン・セカンド)	取締役員 指名委員	W. W. Grainger, Inc. シニア・バイス・プレジデント兼プレジデント, オンラインビジネス Grainger Global Online Business Ltd. プレジデント Zoro Tools, Inc. 取締役
甲田 哲也	常務執行役 常務管理部門長	
橋原 正明	常務執行役 商品販売企画部門長	
柴垣 香平	執行役 カスタマーサポート部門長	
吉野 宏樹	執行役 物流部門長	
久保 征人	執行役 データマーケティング部門長	

(注) 1. 取締役宮島正敬、山形康郎、喜多村晴雄及び岸田雅裕の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

2. 2018年3月27日開催の取締役会において、新たに久保証人氏が執行役に選任され、就任致しました。
3. 事業年度中の執行役の地位の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
甲 田 哲 也	執 行 役	常 務 執 行 役	2018年3月27日
橋 原 正 明	執 行 役	常 務 執 行 役	2018年3月27日

4. 取締役会長瀬戸欣哉氏は、2018年10月31日に株式会社LIXIL代表取締役社長兼CEO及び株式会社LIXILグループ取締役代表執行役社長兼CEOを退任し、2018年11月1日に、株式会社LIXILグループ取締役代表執行役社長に就任致しました。また、同氏は、2019年3月に株式会社LIXILグループの代表執行役社長を退任する予定です。なお、同氏は、2019年6月まで引き続き株式会社LIXILグループの取締役を務める予定です。当社は、株式会社LIXILグループ及び同社グループとの間に商品の販売及び仕入等の取引がありますが、その取引額は、当社及び同社それぞれの連結売上高（又は連結売上収益）の1%未満であり、僅少であります。
5. 取締役岸田雅裕氏は、2018年1月1日にA. T. Kearney Ltd. のボードメンバーに就任致しました。
6. 取締役David L. Rawlinson II (デヴィッド・エル・ローリンソン・セカンド)氏は、2018年1月1日にW. W. Grainger, Inc. のバイス・プレジデント兼オンラインビジネス・プレジデントから同社シニア・バイス・プレジデント兼プレジデント、オンラインビジネスに就任致しました。
7. 監査委員である取締役喜多村晴雄氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
8. 当社は取締役宮島正敬、山形康郎、喜多村晴雄及び岸田雅裕の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
9. 当社は、監査委員会の職務を補助する常勤の使用人を内部監査室に配置しているため、常勤の監査委員の選定を行っておりません。

(2) 取締役及び執行役に支払った報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	6名	95,891千円
執 行 役	5名	113,282千円
合 計	11名	209,173千円

- (注) 1. 報酬等の額には、当事業年度に係る役員賞与、当事業年度におけるストック・オプション報酬として計上した額が含まれております。
2. 報酬委員会の決議は、報酬委員会規則に則り、報酬委員の過半数が出席し、次の事項を審議し出席委員の過半数をもって行います。
- ①取締役及び執行役の個人別の報酬、賞与（以下、「報酬等」という）の内容
- ・ 確定金額とする場合は、個人別の額
 - ・ 不確定金額とする場合は、個人別の具体的な算定方法
 - ・ 金銭以外のものとする場合は、個人別の具体的な内容
- ②取締役及び執行役の報酬等の内容の決定に関する方針の作成及び報酬等に関する基準の制定・改定
- ③その他、報酬委員会規則で定める事項並びに業務の遂行で付議を必要と認めた事項
3. 取締役及び執行役の報酬等の内容の決定に関する方針
- 当社は、「取締役及び執行役のインセンティブを高める報酬体系を構築し、適正な業績評価を行うことにより、当社の業績向上に資する」ことを目的として、報酬委員会を設置しております。委員会は、社外取締役2名を含む取締役3名により構成しておりますが、取締役本人の報酬等に関する決議に際しては、当社報酬委員会規則により当該取締役は決議には参加しておりません。
- 取締役及び執行役の報酬は、固定報酬、業績による報酬（賞与）及びストック・オプションとしております。固定報酬は、各取締役及び執行役の役職・職責等に応じて、当社経営環境、社外専門機関調査による他社水準などを考慮して適切な水準で設定しております。業績による報酬は、業績（営業利益の指標達成度合）と、期初に設定した経営施策の達成度合により決定しております。業績による報酬は、当社業績により大きく変動する場合があります。ストック・オプションは、会社業績、個人別評価により報酬委員会で審議の上、取締役会で決定しております。
- なお、役員退職慰労金につきましては、2018年1月12日開催の報酬委員会の決議により、廃止いたしました。2017年までに積み立てた額は退職時に支給いたします。

(3) 社外役員に関する事項

① 社外取締役に関する事項

イ. 社外役員の重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	重 要 な 兼 職 先	当 社 と の 関 係
社外取締役	山 形 康 郎	弁護士法人関西法律特許事務所 社員弁護士	当社は弁護士法人関西法律特許事務所との間で法律顧問契約を締結しておりますが、当社からの支払額は、連結の販売費及び一般管理費の0.014%未満かつ2.5百万円未満であり、僅少であります。
社外取締役	喜多村 晴 雄	喜多村公認会計士事務所 所長 公認会計士	当社は喜多村公認会計士事務所との間には取引関係はありません。
社外取締役	岸 田 雅 裕	A. T. カーニー株式会社 代表取締役 A. T. Kearney Ltd. ボードメンバー	当社はA. T. カーニー株式会社及びA. T. Kearney Ltd. の間には取引関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	宮 島 正 敬	当事業年度に開催された取締役会11回に出席し、取締役会においては、主に企業経営についての豊富な知見・経験等をもとに意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
社外取締役 (監査委員)	山 形 康 郎	当事業年度に開催された取締役会12回全てと監査委員会 9回全てに出席し、取締役会においては、主に弁護士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査委員会においても、主に弁護士としての専門的見地から意見を述べ、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外取締役 (監査委員)	喜多村 晴 雄	当事業年度に開催された取締役会12回全てと監査委員会 9回全てに出席し、取締役会においては、主に公認会計士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査委員会においても、主に公認会計士としての専門的見地から意見を述べ、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外取締役 (監査委員)	岸 田 雅 裕	当事業年度に開催された取締役会 9回と監査委員会 4回に出席し、取締役会においては、主に経営コンサルタントとしての企業経営に関する専門的な知見から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査委員会においては、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

(注) いずれかの取締役が会議場に来場できない場合は、電話会議の形式をとっております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外役員との間で会社法第427条第1項の契約は締結しておりません。

③ 報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
社 外 取 締 役	4名	21,600千円

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 EY新日本有限責任監査法人

(注) 2018年7月1日付で新日本有限責任監査法人から名称変更しております。

(2) 報酬等の金額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	21,670千円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21,670千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査委員会が同意した理由

当社監査委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査委員全員の同意に基づき監査委員会が、会計監査人を解任致します。この場合、監査委員会が選定した監査委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告致します。

なお、会計監査人に法令に違反及び抵触する行為が認められた場合、または会計監査人が一般に要求される監査の品質を保持できないと認められると判断した場合に、監査委員会は当該会計監査人の不再任を目的とする株主総会に提出する議案の内容を決定致します。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人との間で会社法第427条第1項の契約は締結しておりません。

6. 業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）等に関する基本方針

当社は、会社法第416条第1項第1号ロに規定する「監査委員会の職務の執行のため必要なもの」及び同号ホに規定する「業務の適正を確保するための体制」に関する基本方針を以下のとおり定めるものとします。

[監査委員会の職務の執行のために必要なもの]

1 当社監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項（会社法施行規則第112条第1項第1号）

監査委員会が職務執行上、他の委員会の職務執行に係る事項について調査をする必要が生じた場合には、当該委員会の委員長である取締役は、その調査に積極的に協力する義務を負うものとする。職務を補助すべき使用人に関しては、内部監査室の構成員を2名以上とし、その使用人が、監査委員会の職務の補助を行う。

2 1の取締役及び使用人の当社執行役からの独立性に関する事項（第2号）

執行役社長は、内部監査室に属する使用人の任命、人事異動、賃金その他の報酬等の雇用条件に関する事項については、監査委員会の承認を得たうえで決定する。

3 当社監査委員会の1の取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項（第3号）

監査委員会が職務執行上、他の委員会の職務執行に係る事項について調査をする必要が生じるも、当該委員会の委員長である取締役の協力が不十分であると監査委員会が判断するときは、監査委員会は、適時にその旨を取締役会で報告することにより、取締役全員の周知の下、協力を積極的に仰いでいくものとする。

執行役社長は、執行役及び使用人に対して、監査委員会の職務を補助すべき使用人に関し、当該使用人が監査委員会の指揮命令に従う旨及び監査を行ううえで必要な情報の収集権限を有する旨を周知徹底する。

4 次に掲げる体制その他の当社監査委員会への報告に関する事項（第4号）

(1) 当社取締役（監査委員である取締役を除く。）及び執行役並びに使用人が監査委員会に報告するための体制（第4号イ）

- ① 執行役社長は、監査委員会に対して、執行役及び部門長からなる部門長会において、審議報告された案件について、報告を行うものとし、その他必要に応じて、適宜、監査委員らと意見交換の場を持つこととする。
- ② 執行役社長は、内部監査室が実施した内部監査の結果については、必ず、監査委員会へも報告する体制を確保する。
- ③ 内部通報制度についての体制を整備し、これにより、執行役、取締役又は使用人等の職務遂行に関する不正行為、その他法令・定款違反をす
るおそれ、又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実の発見を容易にし、その状況が監査委員会へも適切に報告される体制を構築する。

(2) 当社子会社の取締役、監査役、執行役、業務を執行する社員その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社監査委員会に報告するための体制（第4号ロ）

- ① 子会社の取締役及び使用人は、当社監査委員会から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
- ② 執行役社長は、子会社に内部通報制度を整備させ、当該制度を通じた報告が子会社の関係機関のみならず、当社監査委員会及び当社のコンプライアンス統括部署にもなされる体制を確保することにより、子会社の取締役及び使用人等の職務執行に関する不正行為、その他法令・定款違反をす
るおそれ、又は当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実の発見を容易にし、その状況が当社監査委員会へも適切に報告される体制を構築する。
- ③ 執行役社長は、当社内部監査室が実施した子会社に関する内部監査の結果については、必ず、当社監査委員会へも報告する体制を確保する。

5 4の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制（第5号）

執行役社長は、監査委員会への報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、この旨を執行役及び使用人並びに子会社の取締役及び使用人に周知徹底する。

6 当社監査委員の職務の執行（監査委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項（第6号）

監査委員がその職務の執行について、費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査委員の職務の執行に必要な場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

[業務の適正を確保するための体制]

1 当社執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に係る事項（会社法施行規則第112条第2項第1号）

執行役社長は、社内規則に則り情報を保存及び管理し、社外への漏洩防止に必要な措置を講じる。

2 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（第2号）

① 執行役社長は、リスク管理規程を定めるとともに、リスクの種類毎に担当責任者及びマニュアルに基づくリスク管理手順を定め、適切な管理体制を構築・運営させる。

② 内部監査室は、リスク管理体制の運用状況を毎年1回以上、確認し、執行役社長及び監査委員会に報告する。

③ 新たなリスクが生じた場合、速やかに執行役社長が対応責任者となり、その対応を図る。

3 当社執行役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ、効率的に行われることを確保するための体制に関するその他の事項（第3号、第4号）

① 執行役社長は、執行役及び使用人が、企業活動のあらゆる場面において関係法令や定款を厳格に遵守し、高い倫理観と道德観に基づく社会的良識に従い行動することができるよう「コンプライアンス・マニュアル」を定め、これに従った運用を行い、コンプライアンス委員会を設置し、その推進を図る。

② 執行役社長は、内部通報制度を設置する。

③ 執行役社長は、通常業務に関する重要事項について、部門長会で審議し、その内容を監査委員会に定期的に報告する。

④ 執行役社長は、職務権限規程を策定し、効率的な職務の執行を図る。

⑤ 内部監査室による内部監査を実施し、執行役社長及び監査委員会に対して報告する。

4 次に掲げる体制その他の当社並びにその親会社及び当社の子会社から成る企業集団（以下、当社グループという）における業務の適正を確保するための体制（第5号）

(1) 当社子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員その他これらの者に相当する者（以下、（3）及び（4）において「取締役等」という。）の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制（第5号イ）

- ① 執行役社長は、子会社管理規程に基づき、子会社の経営内容を的確に把握するため、子会社に対して、必要に応じて関係資料等の提出を求める。
- ② 執行役社長は、子会社がその経営成績、財務状況その他の重要な情報について当社に報告するため、必要に応じ、子会社の取締役社長、取締役又は使用人に、当社の取締役会に出席することを求める。

(2) 当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制（第5号ロ）

- ① 執行役社長は、当社グループ全体のリスク管理について定めるリスク管理規程を策定し、同規程において子会社に対しリスク管理を行うことを求めるとともに、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。
- ② 内部監査室は、子会社のリスク管理体制の運用状況を定期的に確認し、執行役社長及び監査委員会に報告する。

(3) 当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（第5号ハ）

- ① 執行役社長は、子会社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ、当社グループ経営の効率的な運営に資するため、子会社管理規程を策定する。
- ② 子会社は、職務権限規程を策定し、効率的な職務の執行を図る。

(4) 当社子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（第5号ニ）

- ① 執行役社長は、子会社に、その事業内容や規模等に応じて、適正数の監査役やコンプライアンス推進担当者を配置する体制を構築させる。
- ② 執行役社長は、子会社に、子会社監査役が内部統制システムの構築・運用状況を含め、子会社の取締役等及び使用人の職務執行を監査する体制を構築させる。

- ③ 子会社を取締役会設置会社とし、当社の役職員が取締役に就くことにより、当社が子会社の業務の適正を監視できる体制とする。
- ④ 執行役社長は、子会社に内部通報制度を設置させる。

[業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要]

内部監査室は、内部統制システムが適切に機能しているか、不正が行われていないか、改善すべき事項はないか等を独立した立場から検証すべく、各部門に対して定期的に業務監査を実施しております。監査を通して顕在化した問題点は、被監査部門に対してその場で改善勧告を行うほか、監査委員会及び代表執行役に報告され、適時の改善がなされております。また、管理部門及び内部監査室が中心となり、定期的な研修や監査を通じて、関係各部門及び当社子会社に対して、内部統制システムの重要性とコンプライアンスに対する意識の向上に努めております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要政策のひとつと認識し、剰余金の配当につきましては、安定的かつ継続的に連結業績の成長に見合った成果の配分を行っていくことを基本方針としております。この基本方針に基づき、当期の期末配当を1株当たり6.5円とし、中間配当金13円（2018年10月1日付の株式分割を考慮すると1株当たり6.5円）と合わせた年間配当としては、1株当たり実質13円と致します。

内部留保につきましては、財務体質の健全性を確保しつつ、経営環境の変化に対応すべく積極的な事業展開を行うための施策に充当し、一層の業績向上に努めてまいります。

連結貸借対照表

(2018年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	38,380,827	流 動 負 債	17,961,655
現金及び預金	12,381,790	買掛金	8,318,686
受取手形及び売掛金	11,211,940	1年内返済予定の長期借入金	2,000,666
電子記録債権	334,932	リース債務	794,378
商 品	9,428,750	未払金	2,545,519
未着商品	442,445	未払法人税等	2,835,615
貯 蔵 品	115,860	賞与引当金	107,220
未収入金	4,027,813	役員賞与引当金	25,749
繰延税金資産	196,047	そ の 他	1,333,819
そ の 他	298,339	固 定 負 債	2,906,303
貸倒引当金	△57,092	長期借入金	2,498,668
固 定 資 産	12,325,209	リース債務	20,702
有形固定資産	9,620,478	退職給付に係る負債	263,553
建 物	4,270,045	そ の 他	123,379
構 築 物	430,024	負 債 合 計	20,867,959
機械及び装置	294,685	純 資 産 の 部	
車両運搬具	2,289	株 主 資 本	29,544,755
工具、器具及び備品	332,848	資 本 金	1,979,707
土 地	1,817,432	資 本 剰 余 金	785,483
リース資産	2,466,023	利 益 剰 余 金	27,005,889
建設仮勘定	7,128	自 己 株 式	△226,325
無形固定資産	1,483,796	その他の包括利益累計額	24,963
の れ ん	84,148	為替換算調整勘定	17,328
ソフトウェア	1,309,421	退職給付に係る調整累計額	7,635
そ の 他	90,226	新 株 予 約 権	35,783
投資その他の資産	1,220,935	非 支 配 株 主 持 分	232,575
差入保証金	732,768	純 資 産 合 計	29,838,077
繰延税金資産	157,064	負 債 及 び 純 資 産 合 計	50,706,037
そ の 他	373,531		
貸倒引当金	△42,429		
資 産 合 計	50,706,037		

連結損益計算書

(2018年1月1日から
2018年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		109,553,023
売 上 原 価		77,525,768
売 上 総 利 益		32,027,255
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		18,236,593
営 業 利 益		13,790,661
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	29,419	
為 替 差 益	27,057	
受 取 手 数 料	7,890	
受 取 補 償 料	4,962	
諸 資 材 売 却 益	15,125	
そ の 他	20,652	105,107
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	68,254	
た な 卸 資 産 処 分 損	30,399	
そ の 他	8,460	107,115
経 常 利 益		13,788,653
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	74	74
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	70	
固 定 資 産 除 却 損	21,392	21,462
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		13,767,265
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	4,471,585	
法 人 税 等 調 整 額	△71,291	4,400,293
当 期 純 利 益		9,366,972
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		△148,477
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		9,515,450

連結株主資本等変動計算書

(2018年1月1日から
2018年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 余 本 金	利 余 益 金	自 己 株 式	株 主 資 本 計
当 期 首 残 高	1,968,189	772,727	20,470,185	△206,417	23,004,683
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	11,518	11,518			23,037
連結子会社に対する持分変動に伴う資本剰余金の増減		1,237			1,237
剰 余 金 の 配 当			△2,979,745		△2,979,745
親会社株主に帰属する当期純利益			9,515,450		9,515,450
自 己 株 式 の 取 得				△19,908	△19,908
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	11,518	12,756	6,535,704	△19,908	6,540,071
当 期 末 残 高	1,979,707	785,483	27,005,889	△226,325	29,544,755

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			新 予 約 株 権	非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 計 合
	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当 期 首 残 高	76,796	△550	76,246	38,294	97,484	23,216,709
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行						23,037
連結子会社に対する持分変動に伴う資本剰余金の増減						1,237
剰 余 金 の 配 当						△2,979,745
親会社株主に帰属する当期純利益						9,515,450
自 己 株 式 の 取 得						△19,908
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△59,468	8,185	△51,282	△2,510	135,090	81,297
当 期 変 動 額 合 計	△59,468	8,185	△51,282	△2,510	135,090	6,621,368
当 期 末 残 高	17,328	7,635	24,963	35,783	232,575	29,838,077

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び連結子会社の名称等

連結子会社の数	3社
連結子会社の名称	NAVIMRO Co., Ltd. PT MONOTARO INDONESIA 卓易隆電子商務(上海)有限公司

当連結会計年度より、卓易隆電子商務(上海)有限公司を設立し、連結の範囲に含めております。

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社3社の決算日は、いずれも12月31日であります。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

- ・商品 先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
なお、連結子会社は移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。
- ・未着商品及び貯蔵品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 固定資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

- ・建物（建物附属設備を除く） 定額法
- ・その他の有形固定資産 定率法（ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

ハ. リース資産

- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法

③ 引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

ハ. 役員賞与引当金

役員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

④ 退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、主に期間定額基準を採用しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生年度の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、連結子会社1社は、自己都合退職による当連結会計年度末要支給額を退職給付債務とする方法（簡便法）によって計上しております。

⑤ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

⑥ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、10年間の均等償却を行っております。

⑦ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

- ・消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額		2,241,320千円
(2) 有形固定資産の圧縮記帳累計額	土地	318,660千円
	機械及び装置	171,760千円
	工具、器具及び備品	328,240千円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	250,468,400株	72,000株	一株	250,540,400株

- (注) 1. 普通株式の発行済株式の増加72,000株は、ストック・オプションの権利行使による新株の発行による増加であります。
2. 当社は、2018年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しており、当連結会計年度の期首株式数及び増加株式数は、当該株式分割が当連結会計年度の期首に行われたと仮定した場合における株式数を記載しております。

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	2,182,066株	10,386株	一株	2,192,452株

- (注) 1. 普通株式の自己株式の増加10,386株は、取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加10,200株及び単元未満株式の買取による増加186株であります。
2. 当社は、2018年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しており、当連結会計年度の期首株式数及び増加株式数は、当該株式分割が当連結会計年度の期首に行われたと仮定した場合における株式数を記載しております。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年3月27日 定時株主総会	普通株式	1,365,574	11.0	2017年12月31日	2018年3月28日
2018年7月27日 取締役会	普通株式	1,614,171	13.0	2018年6月30日	2018年9月10日

(注) 当社は、2018年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しておりますが、1株当たり配当額は当該株式分割前の株式数を基準に記載しております。

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

2019年3月26日開催予定の第19期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

決議予定	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年3月26日 定時株主総会	普通株式	1,614,261	利益剰余金	6.5	2018年12月31日	2019年3月27日

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	2011年3月24日 取締役会決議分	2012年1月27日 取締役会決議分	2012年4月27日 取締役会決議分
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	35,200株	40,800株	7,200株
新株予約権の残高	22個	51個	9個

	2013年6月21日 取締役会決議分	2014年7月29日 取締役会決議分	2015年7月29日 取締役会決議分
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	5,600株	2,000株	1,200株
新株予約権の残高	14個	5個	3個

(注) 権利行使期間の初日が到来していないものを除いております。

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については銀行借入により行う方針であります。なお、デリバティブ取引は利用しておりません。

営業債権は、顧客及び取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの債権管理方針に従い顧客ごとに与信限度額を設定し、限度を超える注文に関しては前払で対応する等、不良債権の発生に対する未然防止を行っております。また、支払期日を超過する顧客に対しては、一定期日ごとに督促状を発行する等の措置をとり、債権回収率の向上に取り組んでおります。

営業債務である買掛金、未払金及び未払法人税等は、全て1年以内の支払期日であります。またその一部は、商品の輸入に伴う外貨建のものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

借入金は、主に設備投資に係る資金調達であります。

また、営業債務や借入金は流動性リスクに晒されていますが、日次業務として手許資金の状況を把握するなどの方法により管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2018年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	12,381,790	12,381,790	—
(2) 受取手形及び売掛金	11,211,940		
(3) 電子記録債権	334,932		
(4) 未収入金	4,027,813		
貸倒引当金 ※1	△57,092		
	15,517,593	15,517,593	—
(5) 破産更生債権等 ※2	42,429		
貸倒引当金 ※3	△42,429		
	—	—	—
資 産 計	27,899,384	27,899,384	—
(1) 買掛金	8,318,686	8,318,686	—
(2) 未払金	2,545,519	2,545,519	—
(3) 未払法人税等	2,835,615	2,835,615	—
(4) 長期借入金(1年内返済予定 の長期借入金含む)	4,499,334	4,489,665	△9,668
負 債 計	18,199,155	18,189,486	△9,668

※1. 受取手形及び売掛金、電子記録債権、未収入金に係る貸倒引当金を控除しております。

※2. 破産更生債権等は連結貸借対照表の投資その他の資産の「その他」に含まれております。

※3. 破産更生債権等に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法

資 産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権、(4) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。なお、受取手形及び売掛金、電子記録債権、未収入金に係る貸倒引当金を控除しております。

- (5) 破産更生債権等

破産更生債権等については、個別に回収不能見込額に基づいて貸倒見積額を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から貸倒見積額を控除した金額と同額であり、当該価額をもって時価としております。

負 債

- (1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

- (3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額及び金銭債務の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
現金及び預金	12,381,790	—	—	—	—	—
受取手形及び 売掛金	11,211,940	—	—	—	—	—
電子記録債権	334,932	—	—	—	—	—
未収入金	4,027,813	—	—	—	—	—
資 産 計	27,956,477	—	—	—	—	—
買 掛 金	8,318,686	—	—	—	—	—
未 払 金	2,545,519	—	—	—	—	—
未払法人税等	2,835,615	—	—	—	—	—
長期借入金(1年内 返済予定の長期借 入金含む)	2,000,666	2,498,668	—	—	—	—
負 債 計	15,700,487	2,498,668	—	—	—	—

5. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	119円07銭
(2) 1株当たり当期純利益	38円32銭

(注) 当社は、2018年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しており、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益の金額は、当該株式分割が当連結会計年度の期首に行われたと仮定して算定しております。

6. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2018年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	37,052,135	流動負債	17,539,333
現金及び預金	11,610,735	買掛金	8,015,493
受取手形	17,477	1年内返済予定の長期借入金	2,000,666
売掛金	11,123,824	リース債務	794,378
電子記録債権	334,932	未払金	2,439,615
商品	8,974,509	未払費用	243,859
未着商品	453,380	未払法人税等	2,835,615
貯蔵品	115,719	未払消費税等	966,444
前渡金	9,558	前受金	16,825
前払費用	218,662	預り金	95,474
未収入金	4,017,089	賞与引当金	96,544
繰延税金資産	195,758	役員賞与引当金	25,749
その他	37,196	その他	8,665
貸倒引当金	△56,709	固定負債	2,879,895
固定資産	14,533,517	長期借入金	2,498,668
有形固定資産	9,598,104	リース債務	20,702
建物	4,270,045	退職給付引当金	237,145
構築物	430,024	その他	123,379
機械及び装置	294,685	負債合計	20,419,229
車両運搬具	2,289	純資産の部	
工具、器具及び備品	310,474	株主資本	31,130,639
土地	1,817,432	資本金	1,979,707
リース資産	2,466,023	資本剰余金	784,245
建設仮勘定	7,128	資本準備金	784,245
無形固定資産	1,316,115	利益剰余金	28,593,011
商標権	15,351	その他利益剰余金	28,593,011
ソフトウェア	1,225,889	繰越利益剰余金	28,593,011
電話加入権	35	自己株式	△226,325
ソフトウェア仮勘定	74,839	新株予約権	35,783
投資その他の資産	3,619,297	純資産合計	31,166,423
関係会社株式	2,452,337	負債及び純資産合計	51,585,652
破産更生債権等	42,429		
長期前払費用	56,864		
差入保証金	690,685		
保険積立金	270,698		
繰延税金資産	148,712		
貸倒引当金	△42,429		
資産合計	51,585,652		

損 益 計 算 書

(2018年1月1日から
2018年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		105,331,519
売 上 原 価		74,184,243
売 上 総 利 益		31,147,275
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		16,868,799
営 業 利 益		14,278,476
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	315	
為 替 差 益	33,320	
受 取 手 数 料	7,890	
受 取 補 償 金	3,727	
諸 資 材 売 却 益	15,125	
そ の 他	17,229	77,608
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	68,254	
た な 卸 資 産 処 分 損	28,863	
そ の 他	8,422	105,540
経 常 利 益		14,250,545
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	74	74
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	70	
固 定 資 産 除 却 損	21,392	21,462
税 引 前 当 期 純 利 益		14,229,157
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	4,471,585	
法 人 税 等 調 整 額	△67,762	4,403,822
当 期 純 利 益		9,825,334

株主資本等変動計算書

(2018年1月1日から
2018年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	資 本 金	資 本 金 剰 余 金	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計		
		資 本 金 準 備 金	そ の 他 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計				
			繰 越 利 益 剰 余 金					
当 期 首 残 高	1,968,189	772,727	21,747,422	21,747,422	△206,417	24,281,921	38,294	24,320,216
当 期 変 動 額								
新 株 の 発 行	11,518	11,518				23,037		23,037
剰 余 金 の 配 当			△2,979,745	△2,979,745		△2,979,745		△2,979,745
当 期 純 利 益			9,825,334	9,825,334		9,825,334		9,825,334
自 己 株 式 の 取 得					△19,908	△19,908		△19,908
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)							△2,510	△2,510
当 期 変 動 額 合 計	11,518	11,518	6,845,588	6,845,588	△19,908	6,848,717	△2,510	6,846,206
当 期 末 残 高	1,979,707	784,245	28,593,011	28,593,011	△226,325	31,130,639	35,783	31,166,423

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

- ・子会社株式 移動平均法による原価法

たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ・商品 先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- ・未着商品及び貯蔵品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

- ・建物（建物附属設備を除く） 定額法
- ・その他の有形固定資産 定率法（ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）

② 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度の末日における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

- (4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- (5) その他計算書類作成のための基本となる事項
 ・消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額		2,135,153千円
(2) 有形固定資産の圧縮記帳累計額	土地	318,660千円
	機械及び装置	171,760千円
	工具、器具及び備品	328,240千円
(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務		
	金銭債権	5,743千円
	金銭債務	20,677千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高		
営業取引による取引高		
売上高		28,041千円
仕入高		249,382千円
販売費及び一般管理費		16,639千円
営業取引以外の取引による取引高		2,342千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の総数		
普通株式		2,192,452株

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産	
未払事業税	119,054千円
賞与引当金	29,523千円
貸倒引当金	30,316千円
退職給付引当金	72,519千円
資産除去債務	41,431千円
新株予約権	10,942千円
未払事業所税	15,790千円
その他	34,810千円
繰延税金資産合計	354,388千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	8,367千円
その他	1,549千円
繰延税金負債合計	9,917千円
繰延税金資産（純額）	344,470千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

6. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 125円35銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 39円56銭 |

(注) 当社は、2018年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しており、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益の金額は、当該株式分割が当事業年度の期首に行われたと仮定して算定しております。

7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年2月13日

株式会社MonotaR0

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 松 浦 大 ⑩
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 徳 野 大 二 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社MonotaR0の2018年1月1日から2018年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社MonotaR0及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年2月13日

株式会社MonotaRO

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 松 浦 大 ⑩
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 徳 野 大 二 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社MonotaROの2018年1月1日から2018年12月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査委員会は、2018年1月1日から2018年12月31日までの第19期事業年度の取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

1. 監査委員会の監査の方法及びその内容

- (1) 会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容、及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)の構築及び運用の状況について監査しました。
- (2) 監査委員会は監査委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査室と連携し、下記のとおり実施しました。
 - ① 取締役会、執行役会議、その他重要な会議に出席しました。
 - ② 取締役執行役等からの職務の執行に関する事項の報告を聴取しました。
 - ③ 重要な決裁書類等を閲覧し確認しました。
 - ④ 本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を確認しました。
 - ⑤ 子会社については子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて事業の報告を受けました。
- (3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを確認するとともに、会計監査人から事前に監査計画の説明を受け、更にその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また会計監査人から「職務の遂行が適正に行われる事を確保する為の体制」(会社計算規則第131条 各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (4) 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書、並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討をいたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役及び執行役の職務の執行に関し、不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年2月13日

株 式 会 社 M o n o t a R O 監 査 委 員 会

監 査 委 員 山 形 康 郎 ㊟

監 査 委 員 喜 多 村 晴 雄 ㊟

監 査 委 員 岸 田 雅 裕 ㊟

(注) 監査委員は全員、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第19期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金6.5円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、1,614,261,662円となります。

(注) 当社は2018年10月1日付で普通株式1株を2株とする株式分割を実施しております。2018年6月30日を基準日としてお支払いいたしました中間配当金(1株につき13円)は、当該株式分割実施後の1株当たり配当金に換算すると6.5円に相当しますので、期末配当と合わせた当期の年間配当金相当額は1株当たり13円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年3月27日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、指名委員会の決定に基づき、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日) 担当	略歴及び地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	瀬戸 欣哉 (せと きんや) (1960年6月25日生) 報酬委員	1983年4月 住友商事株式会社入社 1990年7月 米国住友商事会社 特殊鋼製品マネージャー 1992年7月 Precision Bar Service, INC. 販売担当バイスプレジデント 1997年5月 Iron Dynamics Process International LLC 代表取締役社長 1999年9月 住友商事株式会社 鉄鋼第一事業企画部 eコマースチーム長・マネージャー 2000年10月 当社取締役 2001年6月 当社代表取締役社長 2006年3月 当社取締役代表執行役社長 2010年11月 Zoro Tools, Inc. 取締役 (非常勤) 2011年8月 株式会社K-engine 代表取締役社長 2012年3月 Grainger Asia Pacific K.K. 代表取締役社長 当社取締役代表執行役会長 2013年10月 W. W. Grainger, Inc. シニア・バイス・プレジデント 2013年12月 GWW UK Online Ltd. (現 Grainger Global Online Business Ltd.) CEO 2014年3月 当社取締役会長 (現任) 2016年1月 株式会社LIXIL 代表取締役社長兼CEO 株式会社LIXILグループ 代表執行役兼COO 2016年2月 Grainger Asia Pacific K.K. 取締役 2016年6月 株式会社LIXILグループ 取締役代表執行役社長兼CEO 2018年11月 株式会社LIXILグループ 取締役代表執行役社長 (現任)	1,306,400株
【取締役候補者とする理由】 当社の創業者であり、10数年に亘り当社代表執行役社長（指名委員会等設置会社移行前は代表取締役社長）として当社の経営を牽引し、また複数企業の経営者として幅広い見識と豊富な経験を有しており、これらを当社の経営に活かしていただきたいため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	氏 (生年月日) 担 名 当	略 歴 及 び 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社株式の数
2	鈴 木 雅 哉 (すずき まさや) (1975年7月24日生)	1998年4月 住友商事株式会社入社 2000年11月 当社出向 システムチーム課長 2006年3月 住友商事株式会社 新素材・特殊鋼 貿易部 2006年5月 楽天株式会社 第二EC事業本部 2006年11月 同社 ブックメディア事業部 マー ケティングチーム長 2007年4月 当社マーケティング部長 2008年3月 当社執行役マーケティング部長 2011年8月 株式会社K-engine 取締役 2012年3月 当社取締役代表執行役社長 (現 任) 2013年1月 NAVIMRO Co., Ltd. 理事 (現任) 2016年8月 PT Sumisho E-Commerce Indonesia (現 PT MONOTARO INDONESIA) 取締役 (現任) 2018年2月 卓易隆電子商務(上海)有限公司 董事長 (現任) 2018年7月 株式会社スマレジ 社外取締役 (現 任)	882,000株
【取締役候補者とする理由】 2012年より代表執行役社長として当社の経営を牽引し、取締役会で戦略と実行につき適切に説明及び報告を行っており、また他の執行役の業務執行の監督を行い、執行役兼務取締役として十分な役割を果たしているため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	氏名 (生年月日) 担当	略歴及び地位 (重要な兼職の状況)	所有する当 社株式の数
3	宮島正敬 (みやじま まさのり) (1953年1月13日生) 指名委員 報酬委員会委員長	1977年4月 日産自動車株式会社入社 1989年1月 Nissan European Technology Center Ltd. マネージャー 1996年7月 日本ゼネラル・エレクトリック株 式会社 事業開発部長 1998年5月 GEエジソン生命株式会社 執行役員 2000年11月 ウィットジャパン・インベストメ ント株式会社(現 ワークス・キ ャピタル株式会社) 代表取締役社 長 2001年7月 当社取締役(現任) 2004年11月 ジョンソンコントロールズオート モーティブシステムズ株式会社 代表取締役社長 2007年4月 株式会社ジャパン・カンター・リ サーチ(現 株式会社カンター・ ジャパン) 代表取締役社長 2014年11月 楽天株式会社 ポイントパートナー事業シニア・ アドバイザー	一株
【社外取締役候補者とする理由】 複数企業の経営を通じて得られた経営者としての幅広い見識と豊富な経験を有しており、これらを当社の経営に活かしていただきたいため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。			
4	山形康郎 (やまがた やすお) (1971年6月27日生) 監査委員会委員長	2000年4月 弁護士登録 関西法律特許事務所入所 2003年3月 当社監査役 2005年4月 弁護士法人関西法律特許事務所 社員弁護士(現任) 2005年9月 当社取締役(現任) 2006年9月 株式会社大阪シティドーム 取締 役(現任) 2016年3月 東洋炭素株式会社 社外取締役(現 任)	一株
【社外取締役候補者とする理由】 弁護士としての専門的な知識と豊富な経験を有しており、これらを当社の経営に活かしていただきたいため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は直接会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。			

候補者 番号	氏名 (生年月日) 担当	略歴及び地位 (重要な兼職の状況)	所有する当 社株式の数
5	喜多村 晴 雄 (きたむら はるお) (1958年8月21日生) 指名委員会委員長 監査委員	1983年9月 アーサーアンダーセン公認会計士 共同事務所(現 有限責任 あずさ 監査法人) 入所 1987年3月 公認会計士登録 1994年5月 朝日監査法人(現 有限責任 あず さ監査法人) 社員 1996年12月 朝日アーサーアンダーセン株式会 社設立 取締役 2002年8月 喜多村公認会計士事務所開設 所 長(現任) 2003年2月 チャールズウェインコンサルティ ング株式会社(現 セルウィンコ ンサルティング株式会社) 設立 代 表取締役 2004年6月 ローム株式会社 社外監査役(現 任) 2005年12月 当社取締役(現任) 2006年6月 MIDリート投資法人(現 MCUBS MidCity投資法人) 監督役員 (非常勤)(現任) 2009年6月 ヤマハ株式会社 社外監査役 2010年6月 同社 社外取締役 2015年6月 アスモ株式会社 社外監査役 2015年10月 株式会社リーガル不動産 社外監 査役(現任) 2016年6月 東洋アルミニウム株式会社 社外 監査役(現任)	一株
【社外取締役候補者とする理由】 公認会計士としての専門的な知識と豊富な経験を有しており、これらを当社の経営に 活かしていただきたいため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであり ます。			

候補者 番号	氏名 (生年月日) 担当	略歴及び地位 (重要な兼職の状況)	所有する当 社株式の数
6	岸 田 雅 裕 (きしだ まさひろ) (1961年3月30日生) 報酬委員 監査委員	1983年4月 株式会社パルコ入社 1992年5月 株式会社日本総合研究所入社 1996年7月 ブーズ・アレン・アンド・ハミルトン 株式会社 (現 ブーズ・アンド・カン パニー株式会社)入社 2002年10月 株式会社ローランド・ベルガー入 社 パートナー 2006年9月 ブーズ・アレン・アンド・ハミルトン 株式会社 (現 ブーズ・アンド・カン パニー株式会社) パートナー 2012年3月 当社取締役 (現任) 2013年4月 A.T. カーニー株式会社 パートナー 2014年1月 同社 代表取締役 (現任) 2018年1月 A.T. Kearney Ltd. ボードメンバー (現任)	一株
【社外取締役候補者とする理由】 経営コンサルタントとして、企業経営やマーケティング施策に関して専門的な知識と豊富な経験を有しており、これらを当社の経営に活かしていただきたいため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	氏名 (生年月日) 担当	略歴及び地位 (重要な兼職の状況)	所有する当 社株式の数
7	David L. Rawlinson II (デヴィッド・エル・ ローリンソン・セカンド) (1976年1月19日生) 指名委員	2000年7月 South Carolina Association of Counties ガバメント・リレーショ ンズ 代表 2001年11月 Locke Load Bissell & Liddell, LLP 弁護士 2004年8月 K&L Gates, LLP 弁護士 2008年1月 Office of the White House Chief of Staff ホワイトハウス フェロー 2009年7月 ITT Exelis, Inc. バイス・プレジデ ント兼ジェネラル・カウンセ ル 2013年8月 W. W. Grainger, Inc. バイス・プレ ジデント 次席ジェネラル・カウ ンセル兼コーポレート・セクレタ リー 2014年3月 当社取締役 (現任) 2016年1月 W. W. Grainger, Inc. バイス・プレ ジデント兼オンラインビジネス・ プレジデント Razor Occam, Ltd. (現 Grainger Global Online Business Ltd.) プレジデント (現任) Zoro Tools, Inc. 取締役 (非常 勤) (現任) 2017年2月 Nielson Holdings PLC 取締役 (非 常勤) (現任) 2018年1月 W. W. Grainger, Inc. シニア・バイ ス・プレジデント兼プレジデント, オンラインビジネス (現任)	一株
<p>【取締役候補者とする理由】 米国での弁護士経験を通じたコーポレートガバナンスに関する専門的な知識と豊 富な経験及び当社の親会社であるW. W. Grainger, Inc. におけるオンライン事業統 括経験を有しており、これらを当社の経営に活かしていただきたいため、引き続 き取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は当社の親会社で あるW. W. Grainger, Inc. から派遣されております。</p>			

- (注) 1. 取締役候補者瀬戸欣哉氏は、株式会社LIXILグループの取締役代表執行役社長であり、当社は、株式会社LIXILグループ及び同社グループとの間に商品の販売及び仕入等の取引がありますが、その取引額は、当社及び同社それぞれの連結売上高（又は連結売上収益）の1%未満であり、僅少であります。また、同氏は、2019年3月に株式会社LIXILグループの代表執行役社長を退任する予定です。なお、同氏は、2019年6月まで引き続き株式会社LIXILグループの取締役を務める予定です。
- その他の各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者David L. Rawlinson II（デヴィッド・エル・ローリンソン・セカンド）氏は当社の親会社であるW. W. Grainger, Inc. の業務執行者であり、その地位及び担当につきましては、上記「略歴及び地位（重要な兼職の状況）」に記載のとおりであります。
3. 取締役候補者宮島正敬、山形康郎、喜多村晴雄及び岸田雅裕の各氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は上記4名を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 社外取締役の在任年数は、本総会終結の時をもって宮島正敬氏17年9ヶ月、山形康郎氏13年7ヶ月、喜多村晴雄氏13年4ヶ月及び岸田雅裕氏7年となります。

以 上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 18 lines.

株主総会会場ご案内図

会場 兵庫県尼崎市道意町7丁目1番3号
尼崎リサーチインキュベーションセンター
(エーリック) 1階



■ 交通のご案内

- ・ 阪神電車「出屋敷駅」または「尼崎センタープール前駅」から南へ徒歩約8分
- ・ 阪急電車「塚口駅」またはJR「立花駅」から阪神バス尼崎市内線30番、「リサーチコア前」下車
所要時間：「塚口駅」から約30分、「立花駅」から約10分
- ・ ご来場は電車・バスをご利用ください。